

○高齢運転者等標章の交付事務について

令和7年4月11日
道本交規第233号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
高齢運転者等標章の交付事務については、これまで「高齢運転者等標章の交付事務について」（令2. 12. 22道本交規第3223号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、高齢運転者等標章に伴う事務処理手続等の見直しを行い、運用することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）に基づき、北海道公安委員会及び方面公安委員会が法第45条の2第1項各号に定める者の申請により交付する高齢運転者等標章（施行規則別記様式第1の3の3。以下「標章」という。）の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

2 標章に関する事務の取扱い

(1) 標章の申請及び届出の種別と確認事項

ア 新規申請

新規申請を受理するに当たっては、施行規則第6条の3の4第1項に定める高齢運転者等標章申請書（施行規則別記様式第一の三の五。以下「標章申請書」という。）により受理するものとする。このとき、同条第2項に規定する次の書類を提示させ、法第45条の2第1項第1号、第2号又は第3号に該当する者（以下「高齢運転者等」という。）であるか、また、法第45条の2第1項に定める届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

(ア) 運転免許証又は運転免許を受けていることを証するに足る書面

法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証に記載された条件から直ちに確認できないときは、運転免許証の住所地を管轄する運転免許試験場に確認すること。

(イ) 自動車検査証（自動車検査証記載事項が記載された書面を含む。以下「車検証」という。）又はその写し

車検証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により普通自動車であることを確認すること。

また、届出に係る普通自動車が令22条第1号のミニカーであるときは、車検証に代わり、各市町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(ウ) 法第45条の2第1項第3号に該当する者にあつては、母子健康手帳その他の妊娠の事実又は出産の日を証するに足る書類

イ 記載事項変更届

記載事項変更届を受理するに当たっては、施行規則第6条の3の6に定める高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第一の三の八。以下「変更届」という。）に標章の記載事項に変更が生じたことを証する書類を添付させ受理するものとする。このとき、変更の内容を確認するとともに、交付を受けている標章を回収すること。

なお、標章の交付を受けている者が届出に係る普通自動車を追加する場合及び他の都府県公安委員会で標章の交付を受けている者が本道に住所を変更した場合は、変更

届により受理するものとする。

ウ 再交付申請

再交付申請を受理するに当たっては、施行規則第6条の3の4に定める高齢運転者等標章再交付申請書（施行規則別記様式第一の三の五。以下「再交付申請書」という。）により受理するものとする。このとき、アの各号に掲げる書類を提示させるとともに、標章を亡失、滅失した場合を除き、汚損、破損した標章を回収すること。

なお、再交付申請に記載事項変更を伴う場合は、標章の記載事項に変更が生じたことを証する書類を添えた再交付申請書の提出により受理するものとし、再交付申請書の理由欄に、再交付申請の理由とともに記載事項変更の内容及び理由を記入させるものとする。

(2) 受理時の留意事項

警察署長（以下「署長」という。）は、高齢運転者等又はその代理人（以下「申請者等」という。）が提出する標章申請書、変更届及び再交付申請書（以下「申請書等」という。）の受理に当たっては、次の事項について留意すること。

(ア) 代理人により申請書等の提出を受けた場合は、前記2の(1)に掲げる書類の提示を受け、かつ、代理人の身分確認を行った上で受理するものとし、申請書等の摘要欄に確認した事項を記入すること。

(イ) 前記2の(1)において提示を受けた書類については、申請者等の承諾を得た上で複写し、申請書又は再交付申請書に添付するものとする。

(3) 受理時の処理

標章の新規申請、記載事項変更届及び再交付申請（以下「申請等」という。）を受理したときは、申請書等の警察署受付欄に北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）に定める文書收受印を押印し、当該申請書等及び高齢運転者等標章事務処理簿（別記様式。以下「標章事務処理簿」という。）にそれぞれ同一の当該年度の一連番号を付すとともに、必要事項を記入すること。

(4) 書類の送付等

署長は、受理した申請書等及び添付書類（以下「申請書類」という。）について、前記(3)の措置後速やかに当該申請書類を警察本部交通規制課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の交通課長。以下「主管課長」という。）に送付するものとする。このとき、当該申請書類の写しを作成の上、「高齢運転者等標章申請書」（編さん区分62-60-053、保存期間3年）の編さんファイルに編さんすること。

なお、必要に応じてFAXや道警WANなどを利用し、標章交付日数の短縮を図ること。

(5) 標章の作成等

ア 標章の作成

主管課長は、前記(4)により送付を受けた申請書類を確認の上、標章を作成するものとする。

イ 標章の作成要領

(ア) 標章番号

標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード（別表参照）、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号とする。

(イ) 年月日

標章の発行日とする。

(ウ) 登録（車両）番号

届出に係る普通自動車の番号標に表示されている番号とする。

(エ) 交付事由

法第45条の2第1項第1号、第2号又は第3号のうち該当するものを丸で囲むなど明らかにすること。

(オ) 被交付者住所等

標章裏面に、被交付者の住所、氏名、電話番号及び免許証の番号又は免許情報記録の番号を記載すること。

ウ 申請書類の編さん

主管課長は、受領した申請書等に標章番号及び発行日を記入の上、申請書類を編さんすること。

(6) 標章の送付

主管課長は、前記(5)により作成した標章について、申請等を受理した署長に遅滞なく送付するものとする。

(7) 標章の受領及び交付

ア 標章の受領

署長は、受領した標章の記載内容を確認し、標章事務処理簿に標章番号及び発行日を記入の上、標章を申請者等に速やかに交付するものとする。

なお、標章を交付するまでの間は、施錠設備のあるロッカー等に保管するものとし、散逸・紛失防止を図ること。

イ 交付時の教示事項

標章の交付に当たっては、標章裏面の注意事項等、次に掲げる事項を申請者等に必ず教示すること。

(ア) 標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲示すること。

(イ) 標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。

(ウ) 表面記載の車両以外では使用しないこと。

(エ) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したときは速やかに返納すること。

(オ) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したときは当該発見し、又は回復した標章を速やかに返納すること。

(カ) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に、標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったときは速やかに返納すること。

ウ 事務処理簿の整理

標章を交付したときは、標章事務処理簿に交付日を記入の上、交付者欄に交付した職員が署名又は押印するものとする。

なお、代理人に交付したときは、その旨を備考欄に記入すること。

(8) 標章の返納

ア 署長は、法第45条の2第4項の規定により標章の返納を受けたときは、自署で交付したか否かにかかわらず、当該標章を受領するものとし、次の措置をとるものとする。

また、前記2の(1)のイ及びウにおいて回収した標章についても同様の措置をとるものとする。

(ア) 自署で交付した標章の場合は、主管課長に報告の上、標章事務処理簿の備考欄に経緯を記入すること。

(イ) 他署（他の方面を含む。）で交付した標章の場合は、主管課長及び当該警察署長に報告すること。

(ウ) 他の都府県公安委員会が交付した標章については、主管課長に報告すること。

イ 前記(8)のアにより他の署長から返納の連絡を受けた場合は、標章事務処理簿の備考欄に経緯を記入するものとする。

ウ 署長は、返納を受けた標章及び回収した標章について、細断により廃棄するものとする。

(9) 標章事務処理簿の点検要領

ア 標章事務処理簿について、各月の月末までに、当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては警部補）が交付状況（標章事務処理簿の交付日、交付者欄及び未交付の許可証等の保管状況等）を確認すること。

イ 確認を行った当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては警部補）は標章事務処理簿の別記様式の欄外に確認日を記載して押印すること。

3 標章交付後の適切な管理

標章に有効期間の定めはないが、返納事由が生じたときは速やかに標章の交付を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならないとされているため、署長は、交付済みの標章について次のとおり適切な管理に努めること。

ア 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した標章

標章の交付を受けた者について、運転免許の取消又は失効が判明した場合は、本人やその家族等へ連絡し、標章の返納を促すこと。

なお、本人が死亡しており、家族等に対して返納を促す場合は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等が容易に見えないときは、標章事務処理簿に無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

イ 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した標章

標章を交付後、約1年半以上返納がない場合は、申請者へ連絡し、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

4 関係公安委員会への通知

主管課長は、標章に関して署長から次の報告を受けた場合は、標章を交付していた公安委員会にその旨を通知するものとする。

ア 他の都府県公安委員会から標章の交付を受けていた者による記載事項変更届又は再交付申請を受理した場合

イ 他の都府県公安委員会が交付した標章の返納を受けた場合

※ 別記様式等は省略